

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

分担研究報告書

### 障害年金受給者の生活実態と就労状況

研究分担者 大津 唯 埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授

研究協力者 百瀬 優 流通経済大学経済学部准教授

#### 研究要旨

障害年金は、障害者が所得を確保するための手段として大きな役割を果たしているが、障害年金受給者の生活実態や就労状況については、これまでデータに基づく研究がほとんど行われてこなかった。そこで本研究では、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用して障害年金受給者の生活実態と就労状況についての分析を行った。

分析の結果、主に以下の5点が明らかになった。

障害年金は防貧の役割を果たしている一方、障害年金を受給していても貧困状態に陥ったり、生活保護を同時に受けたりする者は少なくない。確かに障害者雇用の進展によって障害年金受給者の就労率も高まっているが、常勤職の比率や就労収入に大きな変化はなく、障害年金受給者の貧困を解消するには至っていない。

精神障害による障害年金受給者は、身体障害による受給者に比べて、年金額が低く、世帯収入も低く、困窮状態に陥りやすい。

女性の障害年金受給者は、男性に比べて年金額も就労収入額も低い。世帯収入額は低くないが、これは配偶者による収入によって本人の年金額や就労収入の低さがカバーされているため、配偶者の収入に期待できない場合には貧困状態に陥りやすい。

障害等級が軽くなるほど、就労率は高まり、就労収入も高くなる。しかし、精神障害の場合は、厚生年金3級であっても就労率・就労収入額が低く、生活困窮に陥りやすい。

身体障害による障害厚生年金の受給者は、国民年金のみの受給者より就労率・就労収入額が高く、また年金額が高いほど就労収入も高い。これは、障害状態に至る前の就労収入が高い場合、年金額が高くなる一方で、引き続き高い就労収入を得やすいことの現れと考えられる。

## A. 研究目的

障害年金は、受給者数 200 万人強、給付総額約 2 兆円の決して小さくない規模の社会保障制度であり、障害者が所得を確保するための手段として大きな役割を果たしている。一方、障害者の所得の確保に係る施策には、障害年金だけでなく、障害者雇用政策も存在しており、両者の間には一定の連携が求められる。

しかし、障害年金受給者の生活実態や就労状況については、これまでデータに基づく研究がほとんど行われてこなかった。

そこで本研究では、次の二点に取り組んだ。第一に、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用して、障害種別および男女別の受給者の生活実態や就労状況を明らかにした。具体的には、年金額、受給者の就労状況、介助の状況、世帯構成、世帯年収、生活保護の併給状況などが、障害種別や男女別でどの程度異なるかを確認した。特に、受給者数が急増する精神障害に基づく受給者や貧困リスクが高いと指摘される女性の受給者の特徴を検討した。

第二に、障害年金受給者の就労率や就労収入に影響を与える要因について、性別、年齢などの個人の基本的な属性、障害の程度・種別、障害年金の受給額、家族の有無の違いに着目した多変量回帰分析を行った。

以上を通じて、障害年金や障害者雇用施策の見直しについて基礎的な資料を提供すると

ともに、若干の政策的検討を行った。

## B. 研究方法

厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2009 年、2014 年)の個票データを利用し、男女別の受給者の生活実態や就労状況に関する集計、障害年金受給者の就労率や就労収入に影響を与える要因に関する多変量解析を行った。

## C. 研究結果

主な分析結果は次の通りである。

### 障害年金と貧困

多くの受給者世帯において、障害年金は収入の柱の一つになっており、その存在は、受給者が貧困状態に陥ることを防いでいる。しかし、障害年金を受給していても、貧困状態に陥ったり、生活保護を同時に受けたりする者は少なくない。特に、精神障害の受給者や知的障害の受給者は、年金額も就労収入も低くなりやすいため、その傾向が顕著に見られた。

確かに、障害者雇用の進展によって、障害年金受給者の就労率も高まっているが、常勤で働く者の割合に大きな変化は見られず、受給者の就労収入もほとんど上がっておらず、障害年金受給者の貧困を解消するには至っていない。

### 精神障害による障害年金受給者の特徴

精神障害による障害年金受給者では、障害

厚生年金を受給している者が少なく、厚生年金でも国民年金でも1級に認定される者が少ない。そのため、身体障害の受給者に比べて、年金額が低い者が多い。さらに、厚生年金では、同じ障害等級であっても、身体障害の受給者よりも、年金額が低くなる傾向がある。また、精神障害の受給者のいる世帯の収入は、身体障害の受給者のいる世帯に比べて、明らかに低い。結果として、精神障害による受給者では、貧困状態に陥っている者が多く、生活保護との併給率も高くなっている。

#### 女性の障害年金受給者の特徴

女性の障害年金受給者は、男性に比べて障害厚生年金の受給額が少ない。また、就労状況については、男性に比べて、女性の受給者の就労率は低く、働いている場合も常勤で働く者が少なく、就労時間も短く、就労収入も低い。一方、世帯収入に明確な男女差はなく、これは配偶者を中心とした他の世帯員の収入が、受給者本人の年金額や就労収入の低さをカバーしているためであると考えられる。しかし、配偶者の収入に期待できない場合に、貧困状態に陥りやすくなると考えられる。

#### 障害等級別の受給者の就労状況

障害等級が軽くなるほど、就労率は高まり、常勤雇用で働く者や就労収入の高い者の割合が高まる。しかし、精神障害の受給者では、厚生年金3級であっても、就労率は低く、就労

している場合でも、常勤以外で働く者や就労収入が低い者が圧倒的に多い。そのため、精神障害では、年金受給者のなかでは障害の程度が軽いとされる厚生年金3級の受給者が最も生活困窮に陥りやすくなっている。

#### 身体障害による障害年金受給者の年金額と就労収入

身体障害の場合、厚生年金2級の受給者で就労している者は、国民年金2級の受給者で就労している者に比べて、常勤で働く者の割合が高く、就労収入の多い者の割合も高い。また、厚生年金の受給者は、年金額が高いほど就労収入も高くなりやすい。障害状態に至る前に就労収入が高かったものは、学歴や職業スキルなどが高い者が多く、そのために、障害状態に至った後も、高収入を得られる可能性が高い。結果として、年金額も低く、就労収入も低いという受給者が存在する一方で、高額年金を受給しながら、高い就労収入を得る受給者が生じている。

#### D. 考察

障害年金を受給していても、貧困状態に陥ったり、生活保護を同時に受けたりする者は少なくない。特に、精神障害や知的障害の場合、また女性はそのリスクが高い他、精神障害の厚生年金3級も生活困窮に陥りやすい。また、身体障害による厚生年金受給者は、障害状態に至る前に就労収入が多いほど、障害年金額

が高いばかりではなく、引き続き高い就労収入を得られる可能性が高いことが示唆された。なし

#### E. 結論

本研究では、障害年金や障害者雇用施策の見直しについて基礎的な資料を提供する目的で、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用して障害年金受給者の生活実態と就労状況についての分析を行った。これにより、生活困窮に陥るリスクの高い属性や、障害年金額と就労収入の関係が明らかになった。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1.論文発表

なし

##### 2.学会発表

・百瀬優・大津唯「障害年金受給者の生活実態と就労状況」、社会政策学会第 138 回春季大会(令和元年 5 月 18 日)。

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1.特許取得

なし

##### 2.実用新案登録

なし

##### 3.その他